

運営協議会における協議の基準

大阪府中部ブロック福祉有償運送運営協議会会长

道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、大阪府中部ブロック福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 運送の主体

運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等にあっては定款に、また財団法人等にあっては寄付行為に、当該運送を行う旨の記載があることを要する。

- ①特定非営利活動法人（NPO法人）
- ②一般社団法人および一般財団法人
- ③農業協同組合
- ④消費生活協同組合
- ⑤医療法人
- ⑥社会福祉法人
- ⑦商工会議所
- ⑧商工会

2. 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが中部ブロック内とするものであることを要する。ただし、必ずしもブロック全域を運送の区域とする必要はないものとする。

原則として、「旅客の名簿」に記載された会員の住所地の市町村を区域とする。その他の場合については、協議会の合意を必要とするものとする。

3. 収受する対価

対価の水準としては、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であり、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であることとするが、具体的には、以下のとおり取り扱うものとする。

〈運送の対価〉

- ・距離制又は時間制を基本とし、定額制も認める。
- ・距離制及び時間制とも、乗車した時点から降車した時点まで適用するものとする。
- ・原則として、複数乗車は認めない。ただし、協議会において必要と認められる場合は、協議会において定める対価の範囲内で認めるものとする。

〈運送以外の対価〉

- ・迎車回送料金などの運送以外の対価については、協議会での合意を必要とする。

4. 旅客の範囲

他人の介助（付添い、見守り等）によらずに移動することが困難であり、単独では公共交通機関を利用することが困難な以下に掲げる者であって、申請者の団体においてあらかじめ会員登録を受けた者であると認められることを要する。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要支援及び要介護認定を受けている者
- ・肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害その他の障害(発達障害、自閉症、学習障害、高次脳機能障害、特定疾病等難病)を有する者
- ・上記以外の「その他の障害を有する者」については、医師の診断書等により協議会で確認した者
- ・介護認定等のない高齢者、長期のけが人については、医師の診断書等を基に、協議会が「独立歩行が困難で、単独では公共交通機関の利用が困難である」と確認した者
※ 妊産婦、短期(治療に要する期間が3ヶ月以内)のけが人は対象としない。

5. 使用車両

法人等(運送の主体)が所有している乗車定員11人未満の、次に掲げる自家用自動車であることを要する。

- ・寝台車
- ・車いす車
- ・兼用車
- ・回転シート車
- ・セダン車

リース又は割賦販売等により車両を使用するときは、法人等が使用者名義を有しており、当該契約が書面により確認できることを要する。

また、運転者等から提供される自家用自動車(いわゆる持ち込み車両)を使用するときは、以下の事項に適合することを要する。

1. 法人等と、自家用自動車を提供しようとする者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
2. 当該契約において、有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について法人等が責任を負うことが明確化されていること。
3. 当該契約において、損害賠償措置について明記されていること。

なお、セダン型車両については、法人等の所有車両であり、現にセダン型車両を必要としている知的障がい者・精神障がい者の会員を有している場合において、協議会の合意に基づき使用を認めるものとする。その場合は、セダン型車両使用に関し、協議会に対して白タク行為等の違反行為を行わない旨の誓約書を提出させるものとする。また、既存の事業者における「セダン型車両」の追加については、協議会の合意を必要とするものとする。

また、セダン型車両に係る持ち込み車両の使用については、移動制約者の状況や運行管理体制等について個別の案件ごとに協議会での合意を必要とするものとする。

6. 運転者

自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であり、かつ、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ・第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者
- ・第一種運転免許を有しており、その効力が2年以内において停止されていない者であつて、国土交通大臣が認定する講習等を修了している者

また、セダン車を使用する場合には、上記に加え、運転者又は同乗者のいずれかが次に掲げる要件を備えた者であることを要する。

- ・介護福祉士の登録を受けていること
- ・介護保険法におけるヘルパー研修又は障害者自立支援法に基づく障害ヘルパー研修の修了証明書の交付を受けていること
- ・国土交通大臣が認定する講習等を修了していること

ただし、直近の運転歴が2年未満の運転者は認めないものとする。

なお、運転者が死者または負傷者が生じた事故を引き起こしたとき、運転者として新たに

雇用されたとき、更新時において運転者が満65歳以上のときは、自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であることを確認することを要するものとする。

7. 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人賠償は無制限及び対物賠償は200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していることを要する。

また、乗降介助時等の移動していない場合における事故についても、補償を受けることができる保険等に加入しておくことが望ましい。

なお、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと、期間中の支払額に制限がないことを確認することを要する。

8. 運行管理

道路運送法施行規則第51条の17に規定する業務を行う運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制が整備されていることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

- ・運行管理者資格を有する者
- ・運行管理者試験の受験資格を有する者
- ・安全運転管理者の要件を満たす者

9. 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

- ・自動車整備士資格を有する者
- ・整備管理者選任前研修を受けた者

10. 事故、苦情対応等

事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（警察、消防、市町村等）との必要な連絡体制が整備されていることを要する。

また、苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていることを要する。

11. 更新時の運営状況の確認

更新時の運営状況の確認 所管の市において、過去6ヶ月間の苦情・事故・乗務記録及び点呼実施表の点検をし、運営協議会において点検状況を報告することとする。

12. その他

上記に定めるもののほか、協議会の協議において必要と認める事項について定めができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成18年10月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする

附 則

この取扱いは、平成19年8月8日以降に提出があった申請書案から適用するものとする

附 則

この取扱いは、平成20年10月30日以降に提出があった申請書案から適用するものとする

附 則

この取扱いは、平成20年12月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする

附 則

この取扱いは、平成23年1月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする

附 則

この取扱いは、令和元年6月1日以降に提出があった申請書案から適用するものとする